

6 輸 国 第 956 号
令和 6 年 6 月 6 日

北海道農政事務所長
農林水産省各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の
一部改正について

我が国から仏領ポリネシア向けに輸出される一部の食品・飼料に添付する放射性物質検査証明書等の発行等の手続きについては、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」に基づき行われているところです。

今般、仏領ポリネシア向け輸出食品等について放射性物質検査証明書等の添付が不要になったことから、手続規程の別紙 ZZ-02 について、下記の通り所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等については特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 仏領ポリネシア向け輸出食品等について放射性物質検査証明書等の添付が不要となったことに伴う改正
- 2 その他所要の改正